

令和9年度 草津市立社会体育施設等
一般利用団体事前使用申請
市外の団体および追加受付について

事前使用申請の受付における注意事項

【 市外の団体 】

1. 受付日時 令和8年12月13日（日）午前10時から先着順にて、受付
2. 受付場所 草津市立総合体育館窓口にて
3. 対象施設

総合体育館・滋賀トヨタアリーナ・野村運動公園グラウンド

武道館・三ツ池運動公園・草津グリーンスタジアム・弾正テニスコート

※各団体、申請は「3日以内」に制限します

※予備日は1日までとし、日数に含まない

【 追加の受付 】

※12月14日（月）以降は申請日数の制限を解除し、総合体育館窓口にて、随時追加の受付をします

○申請時の書類について

- ・申請書類については草津市立社会体育施設使用許可申請書（事前申請）または任意の様式にて、開催要項など大会の概要が分かる資料（前年度の要項でも可）を必ず、添付して申請をしてください。要項を添付していただけない団体の申請書は受理できません。当日、要項をご用意していただけなかった方は後日、改めて申請書と要項を添付して、申請をお願いいたします。ただし、後日の申請時には希望されている日時が他の団体に押さえられている可能性がありますので予め、ご了承ください